

# 熊本県公報

第 1 1 6 1 3 号  
平成 19 年 10 月 22 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○"	( " ) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	( " ) 2
○"	( " ) 2
○"	( " ) 2
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 3
○開発行為工事完了	(建築課) 3
○県有財産の売却	(管財課) 3
○"	( " ) 4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 5
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境影響評価審査会) 5
○平成 19 年度熊本県総合計画推進委員会・同政策評価部会の開催	(企画課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 898 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字隠河内 1633 の 1、1635 の 1、1636 の 1、1636 の 2、1636 の 5、1636 の 6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字隠河内 1633 の 1・1635 の 1・1636 の 2（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 899 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市新和町大多尾字赤金 508 の 1、508 の 2、510 の 1、511、字黒餅 519 の 1、520 の 1、527、528、536 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字赤金 508 の 1・508 の 2・510 の 1・511・字黒餅 519 の 1・520 の 1・527・528・

536 の 1 (以上 9 筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 900 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡あさぎり町（次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
あさぎり町（次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 901 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
天草市（次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 902 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

## 熊本県公告第 860 号

大規模小売店舗地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 5 月 9 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイヤヒルズ  
熊本市西原 3-3-22
- 2 市町村意見の概要  
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 10 月 22 日から平成 19 年 11 月 22 日まで

## 熊本県公告第 861 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字広崎字府内 1402 番 3、同 1404 番 1、同 1406 番の一部、同字西脇 1056 番及び水路  
1,251.94 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡嘉島町北甘木 1888 番 1  
株式会社カシマホーム

## 熊本県公告第 862 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
所在 阿蘇郡高森町大字高森字里木 2213 番 8  
土地 地目 宅地 地積 1890.21 平方メートル  
建物 寄宿舎 構造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
床面積 1 階 431.04 平方メートル  
2 階 367.92 平方メートル  
倉庫 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建  
床面積 12.00 平方メートル  
最低売却価格 14,200,000 円
- 2 入札期日  
平成 19 年 12 月 11 日（火）午前 10 時
- 3 入札場所  
阿蘇市一の宮町 2402 熊本県阿蘇総合庁舎 別館 1 階 中会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放  
平成 19 年 11 月 28 日（水）午前 10 時～午前 12 時
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産者で復権を得ないもの  
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書  
 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
 提出方法 持参又は郵送による。  
 提出期限 平成19年12月7日（金）午後5時  
 （郵送の場合は提出期限までに必着）  
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
 (1) 個人の場合 印鑑証明書  
 (2) 法人の場合 印鑑証明書  
 (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他  
 (1) 契約締結期限 平成19年12月25日（火）午後5時  
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
 (3) 契約締結場所 別途指定する。  
 (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
 (5) 問い合わせ先  
 熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

#### 熊本県公告第863号

県有財産を次のとおり売却する。

平成19年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
 上益城郡山都町二瀬本字町34番5  
 地目 宅地  
 地積 292.21平方メートル（公簿）294.07平方メートル（実測）  
 最低売却価格 1,480,000円
- 2 入札期日  
 平成19年12月4日（火）午前11時
- 3 入札場所  
 上益城郡山都町今500 山都町蘇陽営農センター
- 4 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
 (2) 破産者で復権を得ないもの  
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
 提出方法 持参又は郵送による。  
 提出期限 平成19年11月30日（金）午後5時  
 （郵送の場合は提出期限までに必着）  
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
 (1) 個人の場合 印鑑証明書  
 (2) 法人の場合 印鑑証明書  
 (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
 (1) 契約締結期限 平成19年12月18日（火）午後5時  
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。

- (3) 契約締結場所 別途指定する。
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

**熊本県公告第 864 号**

上益城郡甲佐町麻生原堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	久 米 重 規	上益城郡甲佐町大字麻生原 682 番地
"	赤 星 学	上益城郡甲佐町大字津志田 3183 番地
"	葉 山 寿 幸	上益城郡甲佐町大字津志田 1131 番地
"	川 田 茂 利	上益城郡甲佐町大字田口 2027 番地
"	舛 永 武 巳	上益城郡甲佐町大字田口 1261 番地
"	錦 幸 治	上益城郡甲佐町大字田口 4326 番地
"	野々口 秀 信	上益城郡甲佐町大字府領 705 番地
"	石 田 照 光	上益城郡甲佐町大字舞原 759 番地 2
監事	岩 木 哲 夫	上益城郡甲佐町大字田口 1820 番地
"	福 永 和 彦	上益城郡甲佐町大字田口 2781 番地
"	古 林 敬 之	上益城郡甲佐町大字府領 713 番地
就任		
理事	久 米 重 規	上益城郡甲佐町大字麻生原 682 番地
"	長 尾 耕 一	上益城郡甲佐町大字津志田 3606 番地 1
"	宮 長 親 雄	上益城郡甲佐町大字津志田 1841 番地
"	喜 田 忠 臣	上益城郡甲佐町大字田口 2031 番地
"	宮 川 安 明	上益城郡甲佐町大字田口 1226 番地 2
"	森 岡 一 雄	上益城郡甲佐町大字田口 2801 番地
"	宮 本 浩 市	上益城郡甲佐町大字田口 4301 番地 2
"	牧 野 照 博	上益城郡甲佐町大字府領 726 番地
"	牛 島 廣 光	上益城郡甲佐町大字出水 790 番地
監事	岩 木 哲 夫	上益城郡甲佐町大字田口 1820 番地
"	福 永 和 彦	上益城郡甲佐町大字田口 2781 番地
"	中 村 東 一	上益城郡甲佐町大字府領 57 番地

**登 載 依 頼**

**熊本県環境影響評価審査会公告第 2 号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 19 年 10 月 22 日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時  
平成 19 年 10 月 30 日（火）午前 9 時から午後 4 時まで  
 (1) 株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業（開始予定時刻：午前 9 時）  
 (2) 塩屋漁港広域漁港整備事業（開始予定時刻：午後 1 時）
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 審議内容  
 (1) 「株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業」環境影響評価準備書につ

- いて
- (2) 「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
- (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班  
電話 096-333-2264

**熊本県総合計画推進委員会第1号**

平成19年度熊本県総合計画推進委員会・同政策評価部会合同会議を、次のとおり開催する。

平成19年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時  
平成19年10月26日(金)  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市千葉城町3番31号  
KKRホテル熊本「有明・不知火の間」
- 3 内容  
熊本県総合計画の取組状況の審議
- (1) 平成19年度政策評価(案)について
- (2) 平成19年度重点施策について
- (3) 地域計画の取組状況について
- 4 傍聴人の定員  
20人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室してください。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総合計画推進委員会事務局(熊本県総合政策局企画課政策班)  
(電話 096-333-2017)